

令和6年度報酬改定に伴う体制届等の提出について（概要説明）

本資料については、今回見直しされる基本報酬・加算を中心に概要を説明しています。

（注）算定のために体制届等の提出が必要な基本報酬・加算を網羅したものではありません。

本資料以外にも改定される加算や要件等は多数ございます。厚生労働省通知・概要・QA等を必ず確認してください。



岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係

- ①提出期限・提出方法
- ②基本報酬が見直されるサービス
- ③新設又は要件が見直される加算等
- ④福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出
- ⑤その他事項

①提出期限・提出方法（1）

【提出期限等】

令和6年4月19日（金）※消印有効

※ 通常、障害福祉サービス等報酬に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の15日までに届出が必要ですが、国の報酬告示時期を踏まえ、4月1日適用分について、**今回新設又は変更される加算等を含め、上記期限までに提出があったもの限り、4月1日に遡り適用します。**

【提出先】

【岐阜圏域】

岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課

※（岐阜市(指定障害児入所施設のみ)）、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)に所在する事業所・施設

【岐阜圏域以外】

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

※岐阜市が所管する事業所等については、岐阜市に提出ください。

①提出期限・提出方法（3）

【令和6年度報酬改定に係る質問について】

ご質問につきましては、質問・回答の正確を期するため、以下の専用電子申請フォームよりご質問いただきますようお願いいたします。

（電話でのご質問はお控えください）

【岐阜圏域】

<https://logoform.jp/form/T8mB/552083>

【岐阜圏域以外】

<https://logoform.jp/form/T8mB/550917>

②基本報酬が見直されるサービスについて

本資料記載の、基本報酬が見直されるサービスについては、算定にあたり必ず体制届の提出が必要なものを説明しています。

(注) 改正があった基本報酬をすべて網羅したものではありません。

改定される要件等は多数ございますので、厚生労働省通知・概要・QA等を必ず確認してください。

生活介護（1）

1、「定員区分」の見直しについて

基本報酬の定員規模の改正に伴い、体制等状況一覧表上における定員区分の見直しされましたので、すべての生活介護事業所において、体制届の提出が必要です。

2、「多機能型定員区分」の見直しについて

基本報酬の定員規模の改正に伴い、体制等状況一覧表上における多機能型定員区分が見直しされましたので、多機能型事業所でサービス提供する生活介護事業所は多機能型定員区分の変更が必要です。

3、「人員配置区分」について

（1. 5：1）が追加になりましたので、すべての生活介護事業所において、見直し後の定員区分を入力の上、体制届の提出が必要です。人員配置体制加算を算定する場合は、あわせて対応する別紙の提出が必要です。

定員規模	多機能型等定員区分（※1）	人員配置区分（※2）
1. 21人以上40人以下	1. 21人以上40人以下	1. ⅠⅡ型（1.7:1）
2. 41人以上60人以下	2. 41人以上60人以下	2. ⅢⅢ型（2:1）
3. 61人以上80人以下	3. 61人以上80人以下	3. ⅣⅣ型（2.5:1）
4. 81人以上	4. 81人以上	4. ⅤⅤ型（3:1）
5. 20人以下	5. 20人以下	5. ⅥⅥ型（3.5:1）
6. 21人以上30人以下	6. 21人以上30人以下	6. ⅦⅦ型（4:1）
7. 31人以上40人以下	7. 31人以上40人以下	7. ⅧⅧ型（4.5:1）
8. 41人以上50人以下	8. 41人以上50人以下	8. ⅨⅨ型（5:1）
9. 51人以上60人以下	9. 51人以上60人以下	9. ⅩⅩ型（5.5:1）
10. 61人以上70人以下	10. 61人以上70人以下	10. ⅪⅪ型（6:1）
11. 71人以上80人以下	11. 71人以上80人以下	11. Ⅰ型（1.5:1）
	12. 5人以下	
	13. 6人以上10人以下	
	14. 11人以上20人以下	

設定例)

事業所	サービス種類	利用定員数	定員区分	多機能型等定員区分（加算）
多機能型事業所の場合	生活介護	15人	81人以上	11人以上20人以下
	就労移行支援	10人	81人以上	設定しない
	就労継続支援A型	25人	81人以上	21人以上30人以下
	就労継続支援B型	35人	81人以上	31人以上40人以下

複数サービス種類の利用定員の合計数に応じた区分を設定
サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた区分を設定

人員配置体制加算	1. なし	2. あり	別紙46
----------	-------	-------	------

生活介護（2）

4、生活介護サービス費について（変更）

生活介護における所要時間に応じた基本報酬を算定する際の配慮事項について、送迎に要する時間について、片道ごとではなく、往復で要した時間により判断することに変更するとともに、1時間を超えた時間を標準的な時間として加えるのではなく、一律に1時間を標準的な時間に加えることに変更されました。

（変更前）

利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が**片道1時間を超える**場合は、**片道1時間を超えた時間**を、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことをいう。

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）



（変更後）

利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が**往復3時間以上となる**場合は、**1時間**を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、**往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計**である。

（令和6年3月29日厚生労働省事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う留意事項通知等に関する補足事項について」）

集団指導での内容から変更がありましたのでご注意ください。

就労継続支援A型

1、「スコア表の評価項目の見直し」について

スコア表の評価項目に見直しがあります。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

見直し後の算定方法によりスコアを算出し、令和6年度の評価点区分を選択のうえ届出してください。

区分の変更の有無にかかわらず、すべての就労継続支援A型事業所において、体制届の提出が必要です。

※注 区分変更がない場合でも別紙36・38「算定区分に関する届出書」「スコア表」等を必ず添付してください。

評価点区分（※8）	<ol style="list-style-type: none">1. 評価点が170点以上の場合2. 評価点が150点以上170点未満の場合3. 評価点が130点以上150点未満の場合4. 評価点が105点以上130点未満の場合5. 評価点が80点以上105点未満の場合6. 評価点が60点以上80点未満の場合7. 評価点が60点未満の場合8. なし（経過措置対象）			別紙38・別紙36
-----------	--	--	--	-----------

就労継続支援A型の基本報酬のスコアの算定基準については、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和6年3月29日付け障発0329第41号）をご確認ください。

就労継続支援B型

1、「平均工賃月額の見直し」について

平均工賃月額の見直し方法について見直しがあります。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。見直し後の平均工賃月額の算定方法により平均工賃月額を算出し、令和6年度の平均工賃月額を選択のうえ届出してください。すべての就労継続支援B型事業所において、見直し後の平均工賃月額区分を選択のうえ、体制届の提出が必要です。

※注 区分変更がない場合でも別紙36・40「算定区分に関する届出書」等を必ず添付してください。

2、「人員配置区分の変更」について

人員配置区分の追加に伴い、人員配置区分が変更になります。区分の変更の有無にかかわらず、すべての就労継続支援B型事業所において、見直し後の人員配置区分を選択のうえ、体制届の提出が必要です。

人員配置区分 (※2)
1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)

平均工賃月額区分(※8)				別紙40・別紙36
1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象)				

[見直し後]

前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 現行の②・③の算定方法は廃止する。

就労定着支援

1、就労定着率区分について

利用者数ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系へ見直されました。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

就労定着率について、前年度（令和5年度）実績を算出し、すべての就労定着支援事業所において、令和6年度就労定着率区分を選択のうえ、体制届の提出が必要です。

※注 区分変更がない場合でも別紙4-1「就労定着率区分」等を必ず添付してください。

就労定着率区分	<ol style="list-style-type: none">1. 就労定着率が9割5分以上2. 就労定着率が9割以上9割5分未満3. 就労定着率が8割以上9割未満4. 就労定着率が7割以上8割未満5. 就労定着率が5割以上7割未満6. 就労定着率が3割以上5割未満7. 就労定着率が3割未満			別紙4-1
---------	---	--	--	-------

共同生活援助（１）

1. 人員配置区分の見直し

区分が見直されますので、全ての共同生活援助事業所の区分に変更があります。
原則、人員配置区分は次のとおり選択してください。

- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型は「1. 6 : 1」を選択。
（既に10 : 1を適用している外部サービス利用型事業所は10 : 1）
- ・ 日中サービス支援型は「13. 5 : 1」を選択。

（注）旧報酬体系の「3. 旧Ⅰ型」「4. 旧Ⅱ型」「11. 旧日中支援Ⅰ型」「12. 旧日中支援Ⅱ型」は選択しないでください。

人員配置区分 (※2)	
1.	6:1
2.	10:1
3.	旧Ⅰ型
4.	旧Ⅱ型
11.	旧日中支援Ⅰ型
12.	旧日中支援Ⅱ型
13.	5:1

共同生活援助（2）

2. 人員配置体制加算について

人員配置体制加算基本報酬の類型が変更されたことに伴い、手厚い人員配置体制をとる事業所を評価するため、新たに人員配置体制加算が新設されました。

加算区分別の要件等、詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

※注 人員配置体制加算を算定する共同生活援助事業所においては、別紙66「人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）」と別添1を必ず提出してください。（別添2は必要に応じて提出が必要です。）

人員配置体制加算	1. なし	2. 7.5:1	3. 12:1	4. 20:1	5. 30:1	別紙66、 別添1、別添2
----------	-------	----------	---------	---------	---------	------------------

共同生活援助（3）

人員配置体制加算について【別紙66別添1の記入方法】 ※黄色のセルのみに入力ができます。

【手順】

- ①「事業者情報」、「1 サービス類型」、「2 運営状況」「3 利用者数」を記入してください。
「3 利用者数」については、「2 運営状況」で①を選択した場合は、推定数を記入します。②③を選択した場合は、別紙参考表の計算式で算出された値を転記します。
- ②「4 基準上置くべき従業者数」が自動で表示されます。

(別紙66 別添1)

人員配置体制確認表 確認表

法人・事業所名	岐阜〇〇グループホーム		
事業所番号	2112100000	定員	15

1 サービス類型

<input checked="" type="radio"/>	介護サービス包括型事業所
<input type="radio"/>	外部サービス利用型事業所
<input type="radio"/>	日中サービス支援型事業所

2 運営状況

<input checked="" type="radio"/>	○新設又は増改築等の時点から6か月未満
<input type="radio"/>	○新設又は増改築等の時点から6か月以上1年未満
<input type="radio"/>	○新設又は増改築等の時点から1年以上

3 利用者数

	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
利用者数（平均）				6.0人	4.0人	5.0人	15.0人
個人居宅介護利用者（再掲）							0.0人
定員増人数							0.0人
計	0.0人	0.0人	0.0人	6.0人	4.0人	5.0人	15.0人

4 基準上置くべき従業者数

	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人 6 : 1	2.5人	80.0	100.0
世話人 5 : 1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.0人	128.0	160.0
合計	6.5人	208	260

5 当該事業所における基準上置くべき従業者数

	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人 6 : 1	2.5人	80.0	100.0
世話人 5 : 1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.2人	134.4	168.0
合計	6.7人	214	268

6 加配している特定従業者数

	特定従業者数換算数	
	特定従業者数換算による人数	勤務延べ時間数
世話人等	2.5人	100.3
合計	2.5人	100

(注) 令和6年3月29日に厚生労働省から発出された留意事項通知により、計算方法が一部修正されました。※3月26日に公開した集団指導（共同生活援助・短期入所編）から変更されています（調整数が必要になりました）。

共同生活援助（４）

【手順】

- ③ 「従業員の勤務形態一覧表」の黄色セル（職種、勤務形態、氏名、勤務時間、就業規則上定める勤務時間）を記入します。
- ④ 「5 当該事業所における基準上置くべき従業員数」（事業所の実際の勤務状況）が自動で表示されます。

	職種	勤務形態	氏名	第1週				第2週				第3週				第4週				4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	特定従業員換算後の人数	兼務先												
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	管理者			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80	20.00						
サービス管理責任者	サービス管理責任者			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.00						
	サービス管理責任者																												0	0.00						
																														0	0.00					
世話人	世話人A				8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		8	96	24.00							
	世話人B			4	7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7		1	4	4	7		61	15.25							
	世話人C			4	7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7		1	4	4	7		61	15.25							
	世話人D				7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7		1	4	4	7	4	57	14.25							
	世話人E				7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7		1	4	4	7	4	57	14.25							
																														0	0.00					
生活支援員	生活支援員A			7	7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7	105	26.25							
	生活支援員B			7	7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7		7	91	22.75							
	生活支援員C			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	119	29.75								
	生活支援員D			7		7	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	112	28.00								
	生活支援員E			7		7	7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	112	28.00								
																														0	0.00					
世話人・生活支援員の合計				29	22	35	29	57	23	22	31	30	43	29	57	23	22	31	30	43	27	22	31	23	35	8	43	0	36	887	217.75	6.7	5.3			
総合計				84	84	47	84	62	16	22	36	42	55	84	62	16	22	36	42	62	45	48	20	22	36	35	40	20	48	0	36	919	277.75			

	常勤換算数		特定従業員用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人6:1	2.5人	80.0	100.0
世話人5:1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.2人	134.4	168.0
合計	6.7人	214	268

1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数） 32

共同生活援助（5）

【手順】

- ⑤ 「5 当該事業所における基準上置くべき従業者数」が「4 基準上置くべき従業者数」の時間数及び人数を超えていることを確認します。（※基準の確認欄に○表示されます）
- ⑥ 「7 人員配置体制加算の算定における必要加配数」の不足加配等の欄の数値を確認します。
（参考例の場合、12：1を算定するためには、特定従業者数2.5人、勤務延べ時間100時間の加配が必要）

4 基準上置くべき従業者数				5 当該事業所における基準上置くべき従業者数			
	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数		常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数			常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人6：1	2.5人	80.0	100.0	世話人6：1	2.5人	80.0	100.0
世話人5：1	FALSE	0.0	0.0	世話人5：1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.0人	128.0	160.0	生活支援員	4.2人	134.4	168.0
合計	6.5人	208	260	合計	6.7人	214	268
				基準の確認	○	○	

7 人員配置体制加算の算定における必要加配数			
		介護包括サービス型・外部サービス利用型	
12:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間	
不足加配数	-1.2	-48.0	
不足調整数	-1.3	-52.0	
加配状況	2.5	100.0	
算定要件に対する加配状況	0.0	0	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 12:1 可 </div>			
30:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間	
不足加配数	-0.5	-20.0	
不足調整数	-1.3	-52.0	
加配状況	2.5	100.0	
算定要件に対する加配状況	0.7	28	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 30:1 可 </div>			

常勤換算方法による基準上調整数：に、特定従業者数換算方法

共同生活援助（6）

【手順】

⑦ 「7 人員配置体制加算の算定における必要加配数」の不足加配等の欄の数値を満たすよう、加配する特定従業者（世話人等）の勤務一覧へ職員を配置（移動）させます。

⑧ 「算定に対しての加配状況」が0以上になることで算定要件を満たすことができます。

従業者の勤務体制一覧表

職種	勤務形態	氏名	第1週				第2週				第3週				第4週															
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
管理者			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
サービス管理責任者			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			
世話人A			8					8					8					8					8							
世話人B			4	7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7					7					
世話人C			4	7		1	4	4	7		4	4	7	2		1	4	4	7					7						
世話人D								7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7						
世話人E								7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7						
生活支援員A			7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
生活支援員B			7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
生活支援員C			7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
生活支援員D			7			7	7	7		7	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7				
生活支援員E			7			7	7	7		7	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7				
世話人・生活支援員の合計			29	22	35	29	57	23	22	31	30	43	29	57	23	22	31	30	57	33	43	27	22	31	23	35	8	43	0	26
総合計			34	34	47	34	62	16	22	36	42	55	34	62	16	22	36	42	62	45	48	20	22	36	35	40	20	48	0	36

加配する特定従業者（世話人等）の勤務体制一覧表

職種	勤務形態	氏名	第1週				第2週				第3週				第4週															
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
世話人F			7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7			
世話人G			4	7		1	4	4	7		1	4	4	7	2		1	4	4	7					7					
生活支援員F			7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7	7	7		7	7			
生活支援員G								7					7										7							
生活支援員H			4	7		7	7	7		7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
世話人・生活支援員の合計			8	21	28	7	28	22	4	4	21	21	7	28	22	4	4	14	21	9	21	15	4	4	21	14	7	21	0	21

⑨最後に、「5 当該事業所における基準上置くべき従業者数」が「4 基準上置くべき従業者数」の時間数及び人数を超えていること（※基準の確認欄に○表示されます）を確認します。
※×となる場合は⑦の配置をやり直します。
（要件を満たせない場合は、人員配置体制加算の算定はできません）

4 基準上置くべき従業者数

	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人 6 : 1	2.5人	80.0	100.0
世話人 5 : 1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.0人	128.0	160.0
合計	6.5人	208	260

5 当該事業所における基準上置くべき従業者数

	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間数	
世話人 6 : 1	2.5人	80.0	100.0
世話人 5 : 1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	4.2人	124.4	160.0
合計	6.7人	214	268
基準の確認	○	○	○

施設入所支援

1、「定員区分」「多機能型定員区分」の見直しについて

基本報酬の定員規模の改正に伴い、体制等状況一覧表上における定員区分の見直しされましたので、すべての障害者支援施設において、体制届の提出が必要です。「多機能型定員区分」は定員区分と同じ項目を選択してください。

定員規模	多機能型等定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)
1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 41人以上50人以下 6. 51人以上60人以下 7. 61人以上70人以下 8. 71人以上80人以下	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 41人以上50人以下 6. 51人以上60人以下 7. 61人以上70人以下 8. 71人以上80人以下	

③新設又は要件が見直される加算等について

本資料記載の、新設又は要件が見直される加算等については、令和5年度から継続して加算を算定するにあたり必ず体制届の提出が必要なものを説明しています。

(注) 改正があった加算等をすべて網羅したものではありません。

改定される要件等は多数ございますので、厚生労働省通知・概要・QA等を必ず確認してください。

特定事業所加算（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

1、「特定事業所加算」について

各サービスごとに要件に見直しがあります。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。特定事業所加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、下表のとおり体制届を提出してください。

なお、「居宅介護」「行動援護」は令和6年3月31日時点で特定事業所加算を算定している場合に経過措置が設けられています。経過措置により区分を継続する場合は、特定事業所（経過措置対象区分）に「該当」を選択してください。

※注 特定事業所加算の区分の変更の有無にかかわらず、特定事業所加算を算定するすべての「居宅介護」「行動援護」事業所は、体制届等の提出が必要です。（※経過措置対象の該当、非該当を選択してください。）

変更内容	提出書類
区分を変更する場合（全訪問系サービス）	体制に関する届出書、総括表・別紙様式
区分を変更しない場合（重度訪問介護、同行援護）	提出不要
区分を変更せず、経過措置「該当」の場合 （居宅介護・行動援護）	体制に関する届出書、総括表（別紙様式は不要）
区分を変更せず、経過措置「非該当」の場合 （居宅介護）	体制に関する届出書、総括表（別紙様式は不要）
区分を変更せず、経過措置「非該当」の場合 （行動援護）	体制に関する届出書、総括表・別紙様式

（居宅介護・行動援護）

特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV
特定事業所（経過措置対象）（※11）	1. 非該当 2. 該当

常勤看護職員等配置加算 (生活介護)

1、「常勤看護職員等配置加算」について

要件の見直しに伴い、利用定員に応じた所定単位数に、常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算します。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。常勤看護職員等配置加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

※注 常勤看護職員の常勤換算数を記入するとともに、対応する別紙様式の提出してください。

常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり 3. I 3. II 4. III
常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数) ※16	看護職員常勤換算員数 ()

夜間看護体制加算 (施設入所支援)

1、「夜間看護体制配置加算」について

要件の見直しに伴い、入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直されます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。夜間看護体制加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

※注 看護職員配置数を記入するとともに、対応する別紙様式の提出してください。

夜間看護体制	1. なし 2. あり
夜間看護体制(看護職員配置数) ※14	1を超えて配置した看護職員配置数 ()

福祉専門職員配置等加算（生活介護）

1、「福祉専門職員配置等加算」について

生活介護については、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とされました。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。福祉専門職員配置等加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

福祉専門職員配置等

1. なし 3. Ⅱ 4. Ⅲ 5. Ⅰ 6. Ⅰ・Ⅲ 7. Ⅱ・Ⅲ

食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

1、「食事提供体制加算」について

経過措置が令和9年3月31日まで延長され、要件の見直しがされました。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。食事提供体制加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

1、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」について

加算区分が新設されています。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

視覚・聴覚等支援体制

1. なし 2. ありⅡ 3. Ⅰ

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) **【新設】** 51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) **【現行と同じ】** 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）

1、「目標工賃達成指導員配置加算」について

目標工賃達成指導員配置加算の要件が見直されています。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

目標工賃達成指導員配置加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

目標工賃達成指導員配置加算	1. なし 2. あり			別紙36
---------------	-------------	--	--	------

[現 行]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

[見直し後]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

児童指導員等加配加算 (児童発達支援、放課後等デイサービス)

1、「児童指導員等加配加算」について

児童指導員等加配加算の要件が見直されています。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

児童指導員等加配加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

児童指導員等加配体制 (I)	1. なし 2. 専門職員（理学療法士等） 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員（保育士） 6. 常勤専従（経験5年以上） 7. 常勤専従（経験5年未満） 8. 常勤換算（経験5年以上） 9. 常勤換算（経験5年未満）
---------------------------	--

《児童指導員等加配加算の見直し》

〔現 行〕

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて2.2～6.2単位/日

児童指導員等を配置 同 1.5～4.1単位/日

その他の従業者を配置 同 1.1～3.0単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて7.5～18.7単位/日

児童指導員等を配置 同 4.9～12.3単位/日

その他の従業者を配置 同 3.6～9.0単位/日

〔見直し後〕

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて2.2～6.2単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 1.8～5.1単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 1.5～4.1単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 1.3～3.6単位/日

その他の従業者を配置 1.1～3.0単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて7.5～18.7単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 5.9～15.2単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 4.9～12.3単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 4.3～10.7単位/日

その他の従業者を配置 3.6～9.0単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

専門的支援加算 (児童発達支援、放課後等デイサービス)

1、「専門的支援加算」について

専門的支援加算の要件が見直され、区分分けが無しになります。(あり・なしのみ)。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

専門的支援加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

専門的支援加算体制

1. なし 2. あり ~~2. 理学療法士等~~ ~~3. 児童指導員~~

[現 行]

専門的支援加算

【児童発達支援センター (障害児)】

理学療法士等を配置 区分に応じて2.2~6.2単位/日

児童指導員を配置 同 1.5~4.1単位/日

【児童発達支援事業所 (障害児)】

理学療法士等を配置 区分に応じて7.5~18.7単位/日

児童指導員を配置 同 4.9~12.3単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

[見直し後]

専門的支援体制加算 …①

【児童発達支援センター】 区分に応じて1.5~4.1単位/日

【児童発達支援事業所 (障害児)】 同 4.9~12.3単位/日

延長支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

1、「延長支援加算」について

延長支援加算については、長時間の支援について、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行うこととされました。児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

延長支援加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

延長支援加算	1. なし	2. あり		別紙4
--------	-------	-------	--	-----

【現行】

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

【見直し後】

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置））。

【算定要件となる営業時間等の基準】

児童発達支援...支援時間5時間以上、運営規程に定める営業時間6時間以上
 放課後等デイサービス（平日）...支援時間3時間以上
 放課後等デイサービス（学校休業日）...支援時間5時間以上、運営規程に定める営業時間6時間以上
 主として重症心身障害児を通わせる事業所...運営規程に定める営業時間8時間以上

食事提供加算（児童発達支援センター）

1、「食事提供加算」について

児童発達支援センターにおいて要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます（児童発達支援センター以外は算定できません）。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

食事提供加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

食事提供加算区分

1. 非該当 2. I 3. II

※児童発達支援センターのみが対象です。児童発達支援センター以外は「非該当」としてください。

《食事提供加算の見直し》

[現 行]

食事提供加算（I）（中間所得者の場合） 30単位/日

食事提供加算（II）（低所得者の場合） 40単位/日

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

[見直し後]

食事提供加算（I）30単位/日…①

食事提供加算（II）40単位/日…②

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

強度行動障害児支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

1、「強度行動障害児支援加算」について

強度行動障害児支援加算の要件が見直されました（強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置では算定不可となりました）。要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。強度行動障害児支援加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

児童発達支援

強度行動障害加算体制整備	1. なし 2. あり			別紙 2-1
--------------	-------------	--	--	--------

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算 200単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

放課後等デイサービス

強度行動障害加算体制整備	1. なし 3. I 4. II			別紙 2-2
--------------	------------------	--	--	--------

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算（I）（児基準20点以上）200単位/日…①

強度行動障害児支援加算（II）（児基準30点以上）250単位/日…②

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日）

※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

個別サポート加算（Ⅰ）（放課後等デイサービス）

1、「個別サポート加算」について

個別サポート加算の要件が見直されました（要件追加）。要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。個別サポート加算（Ⅰ）強度行動障害児支援加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

個別サポート加算（Ⅰ）

1. なし 2. あり

別紙 29

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①

120単位/日…②

※① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

人工内耳装用児支援体制加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

1、「人工内耳装用児支援体制加算」について

要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

人工内耳装用児支援体制加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

【児童発達支援】

人工内耳装用児支援体制

1. なし 2. I 3. II

※「I」は、児童発達支援センターのみが対象です。児童発達支援センター以外は「なし」又は「II」としてください。

【放課後等デイサービス】

人工内耳装用児支援体制

1. なし 2. あり

《人工内耳装用児支援加算の見直し》

[現 行]

人工内耳装用児支援加算 利用定員に応じて445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の
嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、
人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合

[見直し後]

人工内耳装用児支援加算（I）利用定員に応じて445～603単位/日
…①

人工内耳装用児支援加算（II）150単位/日…②

※① 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

訪問支援員特別加算（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

1、「訪問支援員特別加算」について

要件を満たす場合に区分に応じて算定することができます。詳しい内容は集団指導資料及び厚生労働省通知を参照してください。

訪問支援員特別加算を算定される場合は、見直し後の要件を確認のうえ、加算区分を選択のうえ、別紙様式とともに、体制届を提出してください。

訪問支援員特別体制

1. なし 2. あり

※区分「Ⅰ」、「Ⅱ」いずれを算定する場合も総括表の記載は「あり」としてください。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

居宅訪問型児童発達支援

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）

の職

員の場合

②業務従事5年以上10年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

保育所等訪問支援

④福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出について

福祉・介護職員等処遇改善加算等の届出について

福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定にあたっては、処遇改善加算等計画書とは別に、体制届出等の提出が必要です。また、旧3加算の算定に係る届出と新加算の算定に係る届出は、別々に提出する必要があります。

【体制届等の提出期限】

○旧3加算（4月・5月）：令和6年4月19日（金）まで

※前年度から区分に変更がない場合は届出不要です。

※令和6年度報酬改定に係る体制届出等とあわせて提出してください。

○新加算（6月以降分）：令和6年5月15日（水）まで

※令和6年6月15日までは区分変更可能

（参考）「令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について」
（令和6年3月29日付け障第1991号）

○岐阜県公式ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

⑤ その他事項

○ 地域区分（級地）の変更について

令和6年度からの地域区分（級地）の適用地域については、「別紙2」をご確認ください。

※岐南町、笠松町のみ変更があります。それ以外の市町村については変更ありません。

○ 前年度の実績等により見直しが必要な加算等の届出について

前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているものについては、算定要件を満たしているか年度当初において必ず自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、変更（区分の変更、「算定なし」への切替等）がある場合は、上記期限までに必要書類を送付してください。ただし、見直しによる届け出を必要としているものを除き、加算区分に変更が無ければ、届出は不要です。

○ その他留意事項

（1）職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分に確認願います。

（2）通知にある減算の要件について、必ず確認を行い減算の要件に該当する場合は、体制届出等を提出してください。減算の要件に該当していることを認識していながら、減算の手続きを行わず、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず行政処分を行う可能性があります。

（3）「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和6年4月19日（金）までに提出してください。

おわりに

★令和6年度報酬改定に伴う体制届の**提出期限は、
令和6年4月19日（金）※消印有効** です。

期限より遅れますと、加算算定開始は通常どおりの取扱いとなり、算定開始が遅くなりますのでご注意ください。

★令和6年度報酬改定に係る質問につきましては、質問・回答の正確を期するため、以下の電子申請フォームよりご質問いただきますようお願いいたします（電話でのご質問はお控えください）。

【岐阜圏域】

<https://logoform.jp/form/T8mB/552083>

【岐阜圏域以外】

<https://logoform.jp/form/T8mB/550917>

